

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1 地震防災関連情報の公表

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえた地震ハザードマップをホームページ上に公開する等、市民にわかりやすい地震防災に関する情報をホームページ、広報等を通じて公表し、市民への周知に努める。

### 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

所有者等からの相談体制の整備として相談窓口を設置するとともに、耐震に関する知識や助成制度についてホームページ、広報等を通じて情報提供を行う。

### 3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

国、県及び関係団体が作成したパンフレット等を活用し、市民へ情報提供するとともに、住宅月間や建築防災週間等の機会にあわせて集中的な広報活動を実施することで、耐震化の普及啓発を行う。

また、地域の実情に応じた市独自でのパンフレットの作成や県及び関係団体の協力のもと、セミナー、講習会等についても実施を検討する。これらの耐震化の促進への取組みについては、関係団体と連携し専門的な意見を取り入れ、実施する。

パンフレットの配布など情報提供については、窓口を設置するだけでなく、市民全体に周知できるよう、全戸配布に努める。

### 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は住宅のリフォームの際にあわせて行うことで、手間や費用面でメリットがあり、住まいを快適にするだけでなく、丈夫で安全な住まいとすることができる。ホームページ等を活用して、リフォームとあわせて耐震改修ができるよう、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

また、リフォームにあわせた耐震改修の誘導については、リフォーム事業者等から所有者へリフォームにあわせた耐震改修の提案を行うことで、大きな効果が期待できるため、市はリフォーム事業者等と連携し協力を求める。

## 5 自主防災組織・自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自主防災組織・自治会等の単位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、市が地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震による防災対策の啓発及び普及を行う。また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀の改修及び撤去並びに家具の転倒防止等の取組みを行う。

市は、これらの活動への技術者の派遣等必要に応じて県に支援を求める。